契約書(単価契約)

1 件名 令和5年度クリーンヒル宝満で使用する電力の調達

2 履行期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

3 契約単価 別表[契約単価一覧]のとおり

4 契約保証金

上記のクリーンヒル宝満で使用する電力の調達について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自その 1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 所在地 福岡県筑紫野市大字原田1389番地

名 称 筑紫野・小郡・基山清掃施設組合

代表者 管理者 藤 田 陽 三 印

受注者 所在地

名 称

代表者

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、本契約書(電力供給仕様書を含む。以下同じ。)に基づき、日本国の法令を遵守し、信義に従って誠実に履行しなければならない。
- 2 受注者は、電力供給仕様書に基づき発注者が使用する電力を需要に応じて契約書記載の契約期間(以下「契約期間」という。)中、発注者に供給するものとし、発注者は、受注者に対価を支払うものとする。
- 3 受注者は、本契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 4 本契約に関して発注者受注者間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 本契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 6 本契約の履行に関して発注者受注者間で用いる計量単価は、仕様書に特別の定めが ある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるところによるものとする。
- 7 本契約書における期間の定めについては、民法 (明治29年法律第89号) 及び商法 (明 治32年法律第48号) に定めるところによるものとする。
- 8 本契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 9 本契約に係る訴訟については、発注者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所 をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(請求等及び協議の書面主義)

- 第2条 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾、解除(以下「請求等」という。)は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注 者は、前項に規定する請求等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者 及び受注者は、既に行った請求等を書面に記載し、これを相手方に交付するものとす る。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第3条 発注者及び受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、 又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ、相手方の承諾を得た場合はこの限 りではない。

(報告義務等)

第4条 受注者は、契約の履行に当たって事故が発生したとき、又は発生するおそれ があると認めるときは、直ちに発注者に通知するとともに、事故に対し十分の措置を 講じなければならない。

2 受注者は、仕様書に定める方法以外の方法で契約を履行する必要が生じたとき、又は電力供給契約に付随して実施する必要のある業務が生じたときは、発注者に、直ちにその旨を報告し、発注者と協議するものとする。

(調査等)

第5条 発注者は、受注者の契約の履行状況について随時に調査し、必要な報告を求め、 又は監督するとともに、受注者に必要な指示をすることができる。

(契約の変更等)

- 第6条 発注者は、必要がある場合は、受注者と協議の上、この契約の全部又は一部を 解除し、若しくは変更し、又はその履行を一時中止させることができる。
- 2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を補償するものとし、その補償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(使用電力量の増減)

第7条 発注者の使用電力量は、焼却炉や発電機の故障等の都合により予定使用電力量 が増減することがある。

(契約電力の変更)

- 第8条 契約電力の変更について必要があると認めるときは、発注者受注者協議して定める。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、契約電力を変更しなければならない。
- 2 発注者が前項の規定にかかわらず、契約電力の変更前に契約電力を越えて電気を使用した場合に、超過金を支払うものとする。

(使用電力量の計量)

- 第9条 受注者は、毎月末の24時に計量器に記録された値を読み取り、計量した使用電力量(前月の計量から当月の計量までの使用電力量をいう。)を発注者に通知しなければならない。
- 2 電力量料金の算定は、前項の使用電力量により行うものとする。

(契約単価の変更)

第10条 契約後において受注者の発電事情等に変動をきたし、契約単価を改定する必

要が生じたときは、発注者受注者協議の上これを改定することができる。

(支払)

- 第11条 受注者は、第9条第1項の計量の通知後、当該月に係る電気料金の支払いを 請求することができる。
- 2 前項に規定する電気料金は、本契約書の基本料金(単価)に契約電力を乗じて得た額(ただし、力率割引割増を行う場合は、力率割引割増して得た額とする。)と本契約書の電力量料金(単価)に当該月における使用電力量を乗じて得た額(ただし、燃料費調整を行う場合は、燃料費調整額を加えた額又は差し引した額とする。)を合計した額に、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金を加算した額に消費税及び地方消費税の額を加算した額(1円未満の端数は切り捨てる。)とする。ただし、【その他割引】を設定した場合は、別表[契約単価一覧]に割引額の算定方法を記載し、その算定方法によって算出した割引額を減算して得た額とする。
- 3 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に電気料金を支払わなければならない。ただし、受注者の供給条件に「支払期日」の定めがある場合は、供給条件により電気料金を支払うものとする。
- 4 発注者の責めに帰すべき理由により、前項の規定による支払が遅れた場合においては、受注者は、遅延日数に応じて発注者と受注者とが協議で決めた利率を未受領金額に乗じた額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。ただし、前項ただし書きの場合は、供給条件の定めにより算出した額を発注者に請求することができる。
- 5 契約期間の始期又は終期が月の途中であるときは、当該月の電気料金は日割計算に よるものとする。

(発注者の解除権)

- 第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、催告を することなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、 受注者に損害を与えても、発注者は、その補償の責めを負わない。
- (1)契約の履行が著しく不適当若しくは不誠実であることが明らかであり、又はこの契約を完全に履行する見込みがないとき。
- (2)発注者に対し、不法行為(故意又は重大な過失によるものに限る。)を行ったとき。
- (3) 構成市町の登録業者として不適当と認められる行為があったとき。
- (4) この契約の締結又は履行に当たり、不正の行為があったとき。
- (5)国税、地方税その他公課の滞納処分を受け、又は強制執行を受けるおそれがあり、

そのことによりこの契約を完全に履行する見込みがないとき。

- (6) 第15条の規定によらないで、受注者から契約解除の申出があったとき。
- (7) 第24条又は第27条の規定に反する行為を行ったことを発注者が認めたとき。
- (8)前各号に掲げるもののほか、この契約又は筑紫野・小郡・基山清掃施設組合財務規則に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないとき。
- 2 受注者が、この契約に定める条項に違反した場合で、契約を解除するまでに至らなかったときは、発注者は、受注者に支払うべき電気料金を減額して支払うことができる。この場合における減額の割合については、発注者の認定によるものとし、受注者はこれに異議を申し立てないものとする。

(暴力団関与の場合の解除権)

- 第13条 発注者は、受注者が、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。
- (1)役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその 役員又はその支店若しくは常時物品等供給契約を締結する事務所の代表者をいう。以 下この項において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この項において「暴力団 員」という。)であると認められるとき。
- (2) 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する 暴力団をいう。以下この項において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与して いると認められるとき。
- (3)役員等又は使用人が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4)役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5)役員等又は使用人が暴力団又は暴力団員と密接な交際を有し、又は社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用しているとき。
- (7) 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第6号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (8)受注者が、第1号から第6号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(第7号に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

- 2 前項の規定により発注者がこの契約を解除した場合は、受注者は委託料の10分の 1に相当する金額を違約金として発注者に納付しなければならない。
- 3 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(談合その他不正行為の場合の解除権)

- 第14条 発注者は、受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員を含む。第18条において同じ。)又は受注者の使用人(支店若しくは営業所(常時物品等供給契約を締結する事務所をいう。)を代表する者で役員を除く。第18条において同じ。)がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
- (1) 刑法 (明治40年法律第45号) 第96条の6又は第198条の規定による刑が確 定したとき。
- (2)私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条、第6条又は第19条の規定に違反したことに対する同法第49条に規定する排除措置命令(排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令)が確定したとき。

(受注者の解除権)

- 第15条 受注者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、催告をしてこの 契約を解除することができる。
- (1) 第6条第1項の規定により、発注者が履行を一時中止させる場合において、その中 止期間が3月以上に及ぶとき、又は契約期間の3分の2以上に及ぶとき。
- (2) 第6条第1項の規定により、発注者が契約内容を変更しようとする場合において、当初の委託料の2分の1以下に減少することとなるとき。
- 2 受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、そ の損害の賠償を発注者に請求することができる。

(損害賠償責任)

- 第16条 受注者は、この契約の履行に当たり、受注者の責めに帰すべき理由により、 発注者(発注者の財物を含む。)に損害を与えたときは、発注者に対し、損害賠償の 責めを負うものとする。
- 2受注者は、受注者の責めに帰すべき理由により、第三者(発注者の職員を含む。)の 身体又は財物に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(免責事項)

- 第17条 受注者は、次に掲げる場合に起因する損害については、賠償の責めを負わない。
- (1) 天災事変、暴動その他不可抗力による場合
- (2)建造物、施設若しくは物品(以下「建造物等」という。)自体のかし又は建造物等に係る発注者の管理のかしに基づく場合
- (3)受注者がこの契約の履行中に、発注者(発注者の職員を含む。)の故意又は過失により第三者の身体又は財物に損害を与えた場合

(談合等に伴う損害賠償)

- 第18条 受注者は、受注者又は受注者の使用人がこの契約に関し第14条各号のいずれかに該当したときは、同条の規定による契約の解除の有無又は業務の完了の有無にかかわらず、発注者に対する損害賠償として落札金額の10分の1に相当する額を支払わなければならない。
- 2 前項の規定は、発注者に生じた損害の額が同項に規定する損害賠償の額を超える場合においては、当該超過分について発注者が受注者に請求することを妨げるものではない。

(危険負担)

第19条 契約の履行に当たって、受注者の従事者等が損害を受けたときは、すべて受 注者の負担とする。ただし、発注者の責めに帰すべき理由によるときは、この限りで ない。

(施設等の供与)

- 第20条 発注者は、受注者が契約を履行するに当たり、必要と認める範囲の施設及び 物件等を受注者に無償で供与するものとする。
- 2 発注者は、受注者が契約を履行するために直接必要とする用水等があるときは、受注者に無償で供給するものとする。
- 3 受注者は、前2項に規定するものを除き、この契約を履行するために必要な費用を すべて負担するものとする。

(解除等に伴う措置)

第21条 この契約が解除され、又は契約期間が満了したときは、受注者は、発注者の指定する期間内に、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、発注者が受注

者と再度この契約を締結したとき、受注者は発注者が措置する必要がないと認めたときは、この限りでない。

- (1) 発注者から供与された施設及び物件等があるときは、速やかに原状に復して、発注者に返還又は明渡しをすること。
- (2)発注者の施設及び物件等に契約を履行するために必要な機械器具等を設置しているときは、速やかに原状に復して、発注者に返還又は明渡しをすること。
- 2 受注者が、正当な理由がなく発注者の指定する期間内に前項の措置をとらないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分その他の措置を行い、施設及び物件等を原状に復すことができる。この場合において、受注者は、発注者の措置等に対して異議を申し立てることができないものとし、発注者の措置等に要した費用を負担しなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第22条 発注者は、この契約から生ずる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ又は担保に供してはならない。

(解除の効果)

- 第23条 契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。
- 2 発注者は、契約が解除された場合において、発注者が既に電力の供給を受けている 場合は、当該供給に相応する電気料金を受注者に支払わなければならない。
- 3 前項の電気料金は、発注者受注者協議して定める。

(秘密の保持)

第24条 発注者及び受注者は、契約の履行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(特許権等の使用)

第25条 受注者は、契約を履行するに当たり、特許権、実用新案権、意匠権その他法 令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている施行方法を使用するときは、 その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(緊急時の措置)

第26条 発注者は、この契約の履行に当たり緊急に必要と認めるときは、受注者に対し、臨機の措置をとることを求めることができる。

(個人情報の保護)

- 第27条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、契約の履行に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。
- 2 受注者は、契約の履行により知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その 他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 受注者は、契約を履行するために個人情報を取得する場合は、その業務の目的の達成のために必要な範囲内で適法かつ公正な手段で取得しなければならない。
- 4 受注者は、契約の履行により知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又 は不当な目的に利用してはならない。
- 5 受注者は、契約を履行するに当たって個人情報が記録された文書、磁気ディスクそ の他これらに類するものを、発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。
- 6 受注者は、契約の履行上得た個人情報が記録された文書、磁気ディスクその他これ らに類するものについて、業務完了後直ちに発注者に返却するか又は発注者の立会い のもとに廃棄しなければならない。
- 7 受注者は、個人情報に関し事故が発生したとき又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告しなければならない。

(契約の費用)

第28条 この契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

(予算の減額又は削除に伴う解除等)

第29条 この契約は地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し又は解除することができる。

(協議)

第30条 この契約に定めのない事項については、筑紫野・小郡・基山清掃施設組合財務規則によるものとし、同規則に定めのない事項については、九州電力株式会社の定める標準供給条件によるほか、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

[契約単価一覧]

契約種別	契約電力	基本料金	備考
	(kW)	(円/kW)	
常用電力	1500		
自家発補給電力	500	使用月	
		不使用月	

契約種別	単価区分	従量料金 (円/kWh)	備考
常用電力	夏季	(14)	
	その他季		
自家発補給電力	夏季 (定検)		
	その他季(定検)		
	夏季 (その他)		
	その他季 (その他)		

[※]上記の電気料金には消費税相当額は含まれる。

【その他割引】